

# 令和6年度冬季ジュニアスポーツアスリート強化育成事業要領について

(公財) 北海道スポーツ協会  
(平成31年3月14日決定)  
(令和元年6月28日一部改正)  
(令和5年4月6日一部改正)

第1 実施要領2に係る助成基準については、【別紙2】のとおりとする。

第2 強化選手及び強化指導者については、(公財) 北海道スポーツ協会が指定した者とし、その手続きは次のとおりとする。

## (1) 強化選手及び強化指導者の指定

各競技団体は【様式1】により、指定する期日までに(公財) 北海道スポーツ協会あて推薦し、その推薦をもって指定に換えるものとする。

## (2) 強化選手及び強化指導者の追加・変更

強化選手及び強化指導者に追加・変更があった場合は、その都度(公財) 北海道スポーツあて書面にて提出する。

第3 実施要領2に係る 手続きは次のとおりとする。

## (1) 事業の年間計画

### ① 年間計画書の提出

各競技団体は、(公財) 北海道スポーツ協会から通知された年間助成予定額に基づき、【様式2】により、年間計画書を指定する期日までに(公財) 北海道スポーツ協会あて提出する。

### ② 年間計画の変更

各競技団体は、開催時期、日程、開催地を変更する場合は、【様式2】により実施日の属する月の前月までに(公財) 北海道スポーツ協会に提出し協議する。

なお、合宿等の予定額が減額になる場合についても、速やかに(公財) 北海道スポーツ協会に提出し協議する。

## (2) 事業計画書・実施報告書の提出

### ① 事業計画書の提出

事業の実施にあたって各競技団体は、事業実施14日前までに合宿にあっては【様式5】により、また、日帰り強化練習にあっては、【様式7】に、それぞれ必要書類を添えて(公財) 北海道スポーツ協会に提出する。

### ② 実施報告書の提出

事業が終了した場合は、終了後14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに合宿にあっては、【様式6】により、また、日帰り強化練習にあっては、【様式8】に、それぞれ必要書類を添えて(公財) 北海道スポーツ協会に提出する。

## (3) 概算払

強化合宿及び日帰り強化練習に係る経費については、精算払を原則とする。

ただし、強化合宿については、間違いなく参加が見込める指導者や選手が希望する場合に限り、旅費、謝金のみを対象として概算払を行うことができる。

#### (4) 振込口座の指定

助成金の支払いについては、全て口座振替払いとする。

##### ① 各競技団体の指定口座

各競技団体は、【様式3】を指定する期日までに（公財）北海道スポーツ協会あて提出する。

##### ② 各個人の指定口座

各競技団体は、指導者及び選手から【様式4】を徴し、指定指導者にあっては、指導者推薦名簿と併せて提出し、選手及び中央指導者にあっては、当該年度の最初の事業計画書に併せて提出する。

なお、【様式4】「ジュニアスポーツアスリート強化育成事業に係る振込口座等申出書」には、支店名・口座番号・口座名義人が記載されているページ（表紙不可）のコピーを必ず添付するものとのする。

##### ③ 指定口座の変更

振込口座に変更が生じた場合は、その都度、（公財）北海道スポーツ協会あて提出する。

#### (5) 帳簿の備え付け及び書類（計画書・報告書）の整理

各競技団体は、当該年度における助成金（配分額）及び合宿事業に要した経費を常に把握し、精算時に（公財）北海道スポーツ協会から競技団体口座へ振り込まれた助成金額（需用費・会場使用料等の額）及びその支出を明らかにした専用の帳簿を備え付け、関係書類（証拠書類、計画書、報告書）と併せて保管しなければならない。なお、その保管期間は5年間とする。

#### (6) その他

- ① 強化合宿や日帰り強化練習は競技団体の責任のもとに実施するものであり、その実施にあたっては指定指導者を配置し事故防止に努めるほか、参加者全員が傷害保険に加入を条件とする。
- ② 助成基準と異なる用途に使用したことが明らかとなった場合、又は、虚偽の申請や不正行為があったと認められた時は、助成金の返還を求めることがある。
- ③ 「実施要領3 その他の1)の海外合宿について」における「競技の特性上やむを得ない場合」とは、国内に競技練習環境が整備されていない競技であるバイアスロン、ボブスレー、スケルトン、リュージュ競技が該当するものとする。
- ④ ③に掲げる該当競技について、海外合宿を行おうとする場合は、事業実施の4週間前までに、（公財）北海道スポーツ協会と協議を行うものとし、協議で認められた場合に、（公財）北海道スポーツ協会が指定した選手の中から予算の範囲内で派遣する。